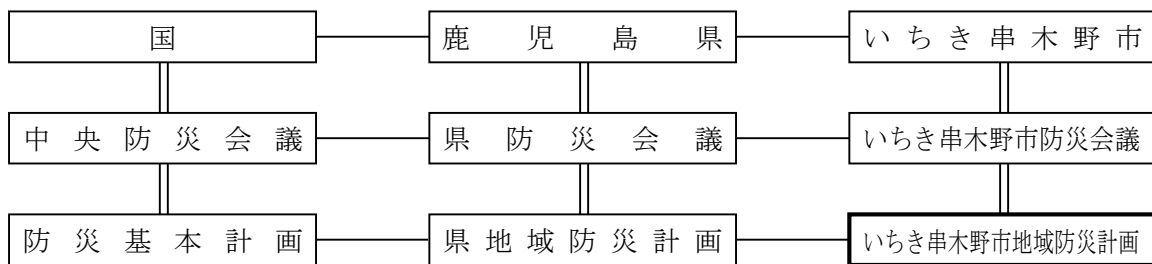


第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

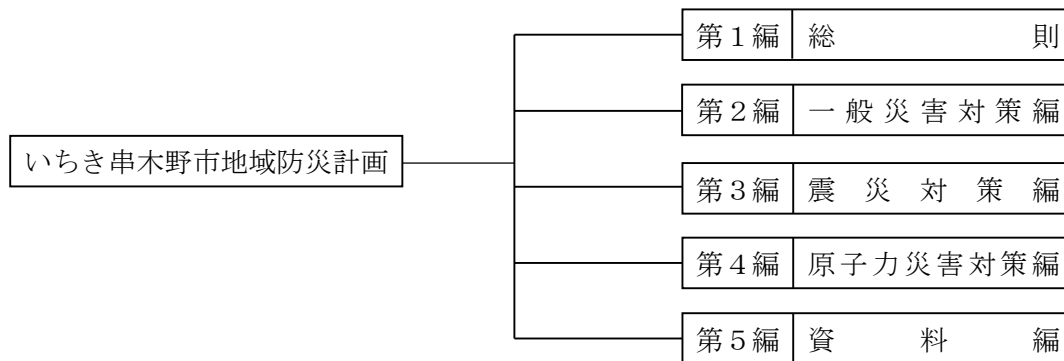
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、いちき串木野市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及びいちき串木野市の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を震災対策編、第4編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第3 計画の理念

本市の自然的特性を踏まえ、災害の発生を常に想定し、さまざまな対策を適切に組み合わせて災害に備えるとともに、災害が発生した場合には、人の生命及び身体を最も優先して保護することを最重要視したうえで、被害の最小化及びその迅速な回復を図る。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無、その他被害者の事情を踏まえ、適切に被災者を援護する。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させる。

第6 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）

本市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震、津波等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本市の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

第1 風水害

台風や集中豪雨及び季節風等による災害を幾度となく経験しており、この教訓を生かして、まず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、市民の生活の安定と生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあつては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2 火災

火災については、市民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、市民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第3 震災

本市は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」や東日本大震災をもたらした「東北地方太平洋沖地震」をはじめとして、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生していることから、地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第4 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者や身障者等、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。市は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

第5 市民及び事業者の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市

が実施する防災業務について、自発的に協力する。

1 市民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水のほか、衣類、灯油・プロパンガス等の燃料、医薬品等の生活必需物資を備蓄するなど自主的に災害等に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加や各種防災知識の普及啓発の取組により、防災に寄与するように努めなければならない。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客運送事業者、建設業者等災害応急対策や災害復旧に必要な物資、資材、役務の供給・提供を業とする者は、災害時における事業活動を継続的に実施するとともに、市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第6 ボランティアとの連携

東日本大震災をはじめ、近年の災害時においては、多くのボランティアが活発な活動を行い、被災地内外で重要な役割を果たしたところであり、今後発生が懸念される大規模広域災害等において、ボランティアの役割はますます大きくなることを見込まれる。

このため、市は、ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、いちき串木野市並びに鹿児島県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 市（消防本部を含む。）

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) いちき串木野市防災会議に係る業務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した市管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
(8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
(10) 被災施設の復旧に関する事。
(11) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
(12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。
(13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

第2 県

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示・勧告を行う。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿 児 島 県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
鹿児島県警察 (いちき串木野警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被害者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し、概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。

九州農政局	<p>(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。</p> <p>(3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。</p> <p>(4) 主要食料の安定供給対策に関すること。</p> <p>(5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。</p>
九州森林管理局	<p>(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。</p> <p>(3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。</p> <p>(4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。</p>
九州経済産業局	<p>(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。</p> <p>(2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。</p> <p>(3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。</p>
九州産業保安監督部	<p>(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。</p> <p>(2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。</p> <p>(3) 鉱山における災害の防止に関すること。</p> <p>(4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。</p> <p>(5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。</p>
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	<p>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</p> <p>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>(4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</p> <p>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</p> <p>(7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</p>
九州地方整備局 (鹿児島港湾・空港整備事務所、鹿児島国道事務所鹿児島維持出張所、鹿児島国道事務所阿久根維持出張所)	<p>(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。</p> <p>(2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>(3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</p> <p>(4) 直轄河川の水防に関すること。</p> <p>(5) 直轄国道の防災に関すること。</p> <p>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</p> <p>(7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</p>

<p>大阪航空局 鹿児島空港事務所</p>	<p>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</p>
<p>国土地理院 九州地方測量部</p>	<p>(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>
<p>福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に努めること。</p>
<p>第十管区海上保安本部 (串木野海上保安部)</p>	<p>(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。</p>
<p>九州地方環境事務所</p>	<p>(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護に係る支援に関すること。</p>
<p>九州防衛局</p>	<p>(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整</p>
<p>九州総合通信局</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。</p>

	(6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 災害時における交通輸送の確保及び被災施設等の復旧対策に関すること。 (2) その他防災に関し、国道事務所の所掌すべきこと。

第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し、概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社（串木野駅・神村学園前駅・市来駅）、日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）	災害時における電信電話サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社（串木野郵便局・市来郵便局）	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 通信病院による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災市に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行（鹿児島支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保

	<p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、 所要の災害応急対策</p>
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	<p>(1) 災害時における医療救護等に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救護物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p>
独立行政法人 国立病院機構	<p>(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。</p>
日本放送協会及び放送関係機関	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。</p>
自動車運送機関（日本通運株式会社、公益社団法人県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等）	<p>災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
海上輸送機関	<p>災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。</p>
電力供給機関（九州電力株式会社川内営業所）	<p>(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>

ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会 (いちき串木野市医師会)	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会 (いちき串木野日置歯 科医師会)	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会 (いちき串木野市建設 業協会)	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
さつま日置農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
九州信用漁業協同組合連合会 (本店串木野営業店)	(1) 漁船遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関すること。
いちき串木野商工会議所 市来商工会	災害時における物資供給等の協力に関すること。
土 地 改 良 区	(1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
いちき串木野市社会 福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 救援ボランティアに関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災設備等の整備や避難訓練の実施等災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備や避難訓練の実施等災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。

① 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災設備等の整備や防災教育及び避難訓練の実施等災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第4節 いちき串木野市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、いちき串木野市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震災害等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 市の位置

いちき串木野市は、鹿児島県の薩摩半島北西部に位置し、総面積は112.30km²であり、西は東シナ海に面し、北は薩摩川内市、南東は日置市に隣接している。

いちき串木野市の位置

	所在地	東 経	北 緯
いちき串木野市役所	鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1	130° 16′ 19″	31° 42′ 52″

第2 地 質

本市の地質はおおむね第3紀洪積層に属し、北西の山地一帯（羽島、荒川、芹ヶ野）は輝石安山岩を母岩とする風化土で、粘質壤土あるいは壤土であるが東部の冠岳地帯では山地が急峻で巨岩が山膚に累積し風化土を留めないところもある。五反田川流域の耕地一帯はシラス層に覆われており、このシラス層は下流に及ぶに従って地域を拡大している。大里、湊地域にもシラス台地が多く崩壊、地すべりの危険箇所が多い。また、五反田川下流域の一部、荒川川流域及び市街地付近の海岸線には砂丘その他砂質地が多い。したがって、いったん豪雨に見舞われると田畑への土砂流入、埋没、流失等の災害を受けやすい地質である。

第3 気 候

本市は海岸地帯に位置するため、山間部は若干異なるが、比較的温暖な気候で降霜期も短く冬も暖かである。また、降雨量は比較的少ない。

平均気温は18.4℃、平均湿度は81.1%、年間降水量は2,287.5mmである。（令和3年）

第4 社会的要因

1 人 口

本市の総人口は27,490人（令和2年国勢調査）で、長期的には減少傾向にある。また、高齢者比率が上昇し、若年者比率が減少しており、高齢化が進むことによる要配慮者の増加や生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

2 産 業

本市は、遠洋まぐろ漁業、水産・練り製品加工業など水産業を中心に発展してきた。

本市の産業別就業人口の割合は、平成27年国勢調査によると、第一次産業5.8%、第二次産業28.1%、第三次産業65.9%となっており、第一次産業、第二次産業の割合が減少し、第三次

産業の割合が増加している。

3 交通

南九州西回り自動車道鹿児島IC～薩摩川内水引IC間が平成27年3月に供用開始になり、さらに八代方面への整備が進んでいる。

また、九州旅客鉄道鹿児島本線と国道3号が並行して市内を縦断しているほか、南薩地区を縦貫する国道270号が分岐している。

国道3号は定期路線バスが整備され、JRと併せて通勤・通学など市民の足となっている。

近年、道路改良工事も著しく進歩し、整備が進められている。

第5 災害記録

本市における過去の主な災害については資料13-2参照のこと。

第5節 災害の想定

本計画の策定に当たって、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

第1 風水害

県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

想定される被害の総括表（被害は全県の数値）

災害名／年月日		鹿児島豪雨 (平成5年8月5日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月1日)
想定項目				
気象概況		<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 54mm（串木野）6日14時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 119mm（串木野）6日 ・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日 400mm（串木野）1～6日 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速・風向 59.1m/秒（種子島）・南 3日15:45 ・最大風速・風向 33.7m/秒（沖永良部島）・南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373mm（枕崎）
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1	—	—
	重傷	12	1	15
	軽傷	52	1	160
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193	433	706
	一部破損	588	12	31,899
	床上浸水	9,378	116	1,381
	床下浸水	2,754	851	3,903

第2 地震・津波

1 災害の想定

(1) 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、県では、平成24年度から25年度にかけて、地震等災害被害予測調査を実施し、地震等の大きさの想定や被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

(2) 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

(3) 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下のとおり想定することとした。

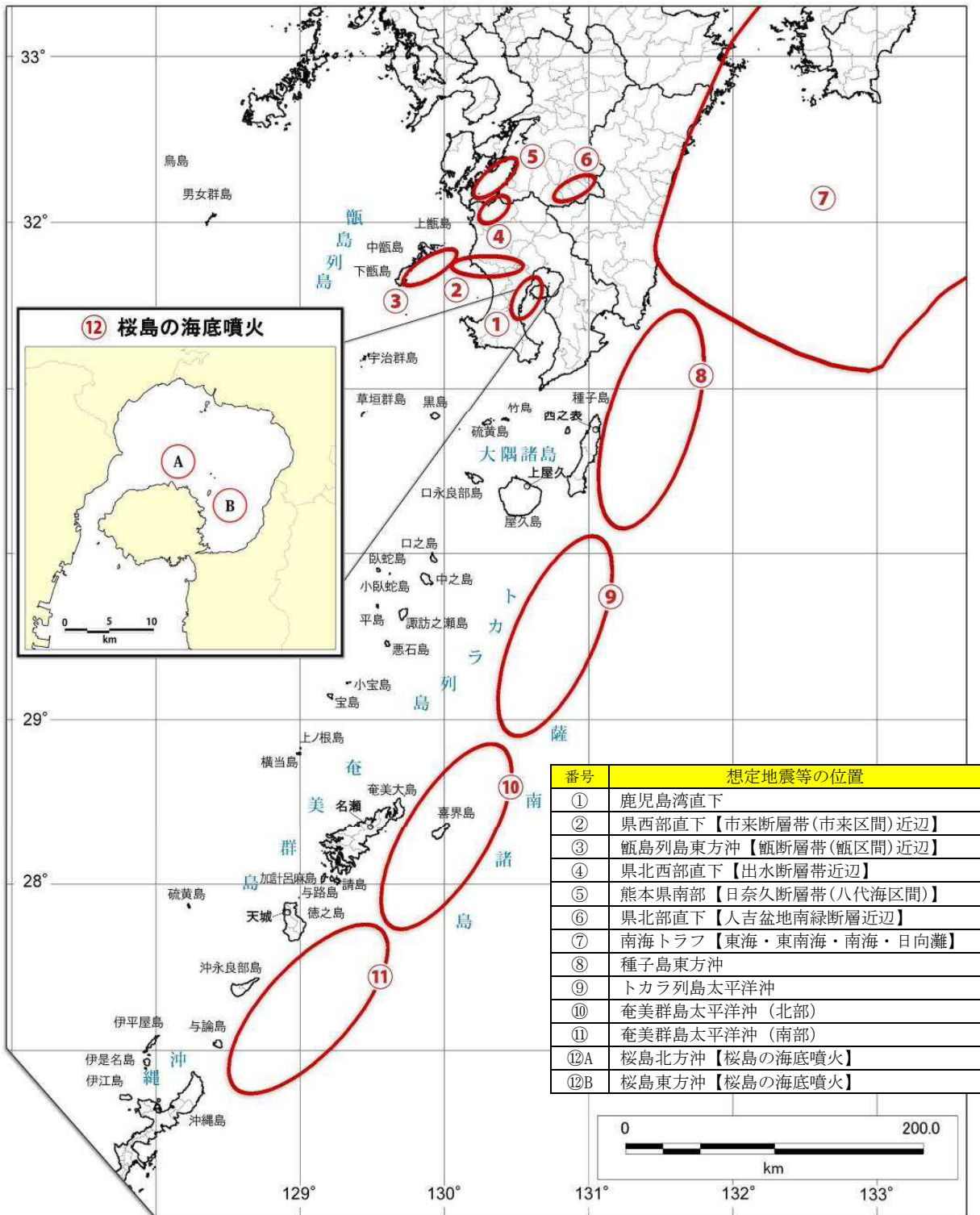
- ・地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はM7又はM8クラス）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのM9クラスの巨大地震については、今回想定しない。）
- ・本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

(4) 想定地震等の概要

想定地震等の位置、想定地震等の概要、想定地震ごとの地震動の想定結果の概要及び本市での最大震度、本市における想定津波の波源ごとの最大津波は、次の図及び表のとおりである。

※詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（災害想定の概要）」（県HP）を参照

想定地震等の位置



想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (MJ)	モーメント マグニチュード (Mw)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯(甑区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

(注) 気象庁マグニチュード(MJ)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(MJ)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波原)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波原)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

想定地震ごとの地震動の想定結果の概要及びいちき串木野市での最大震度

番号	設定地震	地震動の想定結果	いちき串木野市 最大震度
①	鹿児島湾直下の地震	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5強
②	県西部直下の地震	いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	7
③	甬島列島東方沖の地震	薩摩川内市（甬島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	6弱
④	県北西部直下の地震	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5弱
⑤	熊本県南部の地震	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	4
⑥	県北部直下の地震	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。	4
⑦	南海トラフの巨大地震	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	【基本ケース】 5強 【東・西・陸側ケース】 5弱
⑧	種子島東方沖の地震	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5強
⑨	トカラ列島太平洋沖の地震	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。	4
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）の地震	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。	3
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）の地震	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。	2

いちき串木野市における想定津波の波源ごとの最大津波

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

番号	設定地震	最大津波 到達時間 (分)	初期潮位 ① (T. P. m)	最大津波高 ② (T. P. m)	津波の高さ ②-(①+③) (m)	地殻変動量 (-沈降) ③ (m)	最大津波高 (地殻変動考慮) ②-③ (m)	
①	鹿児島湾直下の地震	—	1.42	—	—	0.00	—	
②	県西部直下の地震	12	1.42	3.14	1.72	0.00	3.14	
③	甬島列島東方沖の地震	25	1.42	7.30	5.88	0.00	7.30	
④	県北西部直下の地震	—	—	—	—	—	—	
⑤	熊本県南部の地震	—	1.42	—	—	-0.01	—	
⑥	県北部直下の地震	—	—	—	—	—	—	
⑦	南海トラフの巨大地震	CASE 5	306	1.42	3.19	1.85	-0.08	3.27
		CASE11	309	1.42	3.05	1.71	-0.08	3.13
⑧	種子島東方沖の地震	181	1.42	2.34	0.95	-0.03	2.37	
⑨	トカラ列島太平洋沖の地震	139	1.42	3.23	1.82	-0.01	3.24	
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)の地震	257	1.42	2.34	0.92	0.00	2.34	
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)の地震	182	1.42	2.26	0.84	0.00	2.26	

(注) CASE 5 : 「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定

CASE11 : 「室戸岬沖」と「日向灘」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定

※最大津波高は、津波による最高水位を東京湾平均海面 (T.P.) 基準で算出

※①+③は、地震直後の初期潮位

2 被害の想定

(1) 被害想定的前提条件

- ア 季節、時刻が異なり、想定される被害が異なる3種類のシーンを設定
- イ 風速は、最寄りの観測所における最大風速を設定
- ウ 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定

設定するシーンは次のとおり

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街に多数の滞在者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機脳支障による影響が大きい

※被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

(2) 被害想定概要

※詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（被害想定概要）」（県HP）を参照

ア 被害想定項目

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の店頭台数 屋外落下物が発生する建物棟数

人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガスを除く）の被害
交通施設被害	道路、鉄道、港湾・漁港、空港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

イ 主な被害想定結果

本市における想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおりです。

①本市における建物被害、人的被害（最大となるケース）

被災ケース 想定地震等	建物被害（棟）			人的被害（人）	
	液状化・揺れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数	
	全壊	半壊	消失		うち津波
①鹿児島湾直下	—	20	0	—	0
②県西部直下	6,400	7,500	1,300	(冬深夜) 430	—
③甕島列島東方沖	30	250	0	(夏12時) 20	(夏12時) 20
④県北西部直下	—	—	0	0	0
⑤熊本県南部	—	—	0	0	0
⑥県北西部直下	0	0	0	0	0
⑦南海トラフ（西側ケース）	40	160	0	—	—
⑧種子島東方沖	60	230	0	—	0
⑨トカラ列島太平洋沖	—	20	0	0	0
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	—	—	0	0	0
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	—	—	0	0	0
⑫桜島北方沖（海底噴火）	—	—		0	0
⑬桜島東方沖（海底噴火）	—	—		0	0

(注) —：わずか
消失棟数は、冬18時の想定結果

②本市における最大被災ケースの各種被害想定結果（被災直後）

被災内容		最大ケース 想定地震	季節・時刻	被害想定
上水道被害：断水人口		②県西部直下	冬18時	25,700人（86%）
下水道被害：支障人口		②県西部直下	冬18時	1,800人（16%）
電力被害：停電件数		②県西部直下	冬18時	4,400軒（18%）
通信被害： 固定電話不通回線数		②県西部直下	冬18時	3,600回線（32%）
ガス（プロパン除く）被害： 供給停止戸数		①鹿児島湾直下	冬18時	80戸（100%） ※全半壊を除く
道路施設被害		②県西部直下	—	50箇所
鉄道施設被害		②県西部直下	—	40箇所
避難者数 〔うち避難所〕	被災1日後	②県西部直下	冬18時	12,600人〔7,600人〕
	被災1週間後			16,300人〔8,200人〕
	被災1か月後			17,500人〔5,300人〕
物資 〔食料〕 重要量	被災1日後	②県西部直下	冬18時	27,300食
	被災1週間後			29,600食
	被災1か月後			18,900食
災害廃棄物発生量		②県西部直下	冬18時	50万トン
孤立する可能性のある集落数		②県西部直下	—	1集落
被害額		②県西部直下	冬18時	3,700億円

イ 被害軽減効果

想定地震ごとの鹿児島県における被害軽減効果は次のとおりです。

①鹿児島県における想定地震ごとの被害軽減効果（耐震化による人的被害の軽減）

最大被災ケース		被害 要因	想定結果（現状）	耐震化率90%時	耐震化率95%時
想定地震	季節・時刻		被害数（人）	被害数（人）	被害数（人）
①鹿児島湾直下	夏12時	死者	250	140	120
②県西部直下	冬深夜	死者	490	140	100
③甕島列島東方沖	夏12時	死者	—	—	—
④県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤熊本県南部	冬深夜	死者	30	10	10
⑥県北西部直下	冬深夜	死者	0	0	0
⑦南海トラフ（西側ケース）	夏12時	死者	—	—	—
⑧種子島東方沖	冬深夜	死者	90	20	10

1 第5節 災害の想定

⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	-	-	-
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	死者	90	20	10
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	死者	-	-	-

(注) -：わずか

②鹿児島県における想定地震ごとの被害軽減効果（津波からの避難の迅速化による死者数の軽減）

(人)

最大被災ケース		避難パターン			
想定地震	季節・時刻	早期避難率低	早期避難率高	早期避難率高 +呼びかけ	迅速避難
①鹿児島湾直下	夏12時	10	10	10	10
②県西部直下	夏12時	10	-	-	-
③甕島列島東方沖	夏12時	480	180	100	10
④県北西部直下	冬深夜				
⑤熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
⑥県北西部直下	冬深夜				
⑦南海トラフ（西側ケース）	夏12時	2,000	800	210	-
⑧種子島東方沖	夏12時	120	40	-	-
⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	210	70	-	0
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	夏12時	410	140	20	10
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	580	200	10	-

【参考】避難の有無、避難開始時期の設定（避難パターン）

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
	すぐに避難する （直接避難）	避難するが すぐには避難しない （用事後避難）	
早期避難者比率が低い場合 （早期避難率低）	20%	50%	30%
早期避難者比率が高い場合 （早期避難率高）	70%	20%	10%
早期避難比率が高く、さらに津波情報 の呼びかけが効果的に行われた場合 （早期避難率高+呼びかけ）	70%	30%	0%
全員が発最後すぐに避難を開始した場 合 （迅速避難）	100%	0%	0%

(注) 避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災5分後、用事後避難者は発災15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

3 地震等防災・減災対策の目標

(1) 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えることとする。

(2) 減災目標

- ・地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50%以上減少させる。
- ・津波による死者数をゼロにする。

(3) 取組の方向性

- ・「命を守る」（人的被害の抑止）、「くらしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・多くの死者を発生させると考えられる建物崩壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせ、実施する。
- ・過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。

気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静止している一部の人がわずかに揺れを感じる。		
2	屋内で静止している多くの人が、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、びっくりする人もいる。歩いている人でも一部の人が揺れを感じる。眠っている人の多くが、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。安全対策のされているエレベータでは停止するものも見られる。	電線が少し揺れる。
4	かなり多くの人が恐怖感を感じ、歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。安全対策のされているエレベータではかなりのものが停止する。それ以外エレベータでは故障により停止するものも、まれに見られる。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	多くの人が物にすがりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。故障により停止するエレベータがわずかに見られる。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。鉄筋等で補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	多くの人が行動に支障を感じ、物につかまらなると歩けない。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。テレビが台から落ちることがある。タンスなど大型の重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。故障により停止するエレベータが少し見られる。	鉄筋等で補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない大型の重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。移動中のかなりのエレベータが故障により停止する。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、飛ばされる。	固定していない大型の重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。鉄筋等で補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。鉄筋等で正しく補強されているブロック塀も破損するものがある。